

# 令和3年度国民健康保険税納税通知書(第3～第10期本算定)を発送します

問合せ 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113

世帯主あてに国民健康保険税の納税通知書または決定通知書を7月中旬に送付します(世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯の中に加入者がいれば、世帯主あてに通知書が届きます)。

今回送付するものは、前年中の所得、世帯内の国民健康保険加入者数および加入月数を基に年税額を決定したものです。

## 特別徴収について

次の要件に全て該当する方は、特別徴収(年金から天引き)による納付方法となります。

- ・世帯主が国民健康保険に加入していること
- ・世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満であること
- ・年金の年額が18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えないこと

特別徴収による納付方法を希望しない方は、申請により口座振替による納付方法に変更することができます。

**持ち物** 被保険者証、口座振替を希望する金融機関の通帳および届出印、またはキャッシュカード

## 減免制度について

次のような事情で国民健康保険税を納めることが困難な世帯の方は、申請により国民健康保険税の一部または全部を減免します。

- ①災害により居住する家屋が被害を受けた場合
- ②世帯主および国保加入者の所得が劇的に減少する見込みの場合
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な場合 など

詳しくは、7月中旬送付の国民健康保険税納税通知書と同封する書類をご覧の上、問い合わせ先までご相談ください。

## 高齢受給者証をお持ちの方へ

70～74歳の国民健康保険加入者に交付している高齢受給者証の有効期限が7月31日で切れますので、8月以降に使用する新しい高齢受給者証を7月下旬に発送します。

高齢受給者証は、医療機関での自己負担割合を示すものです。受診するときは必ず被保険者証と一緒に窓口で提示してください。

なお、自己負担割合は、令和3年度の市・県民税課税所得金額により決定しているため、所得の増減などにより変更となる場合があります。

有効期限が切れた高齢受給者証は、個人情報を読み取れないように裁断して破棄するか、問い合わせ先へ返却してください。

## 非自発的失業者の軽減制度について

65歳未満の方が倒産・解雇・雇止めなどの理由で失業した場合は、申請により国民健康保険税を軽減します。

**持ち物** 被保険者証、雇用保険受給資格者証、個人番号が分かるもの

## 便利・確実・安全な口座振替をご利用ください

口座振替は、現金の管理や金融機関等に行く手間が省け、納付し忘れの心配がなくなるため大変便利です。

市役所の窓口での手続きでは、キャッシュカードをオンライン端末で読み取り、暗証番号を入力すれば、その場で申し込みが完了します。ぜひご利用ください(一部利用できない金融機関、キャッシュカードがあります)。

## 国民健康保険税を滞納すると

国民健康保険は、加入者の万一のけがや病気に備え、お互いが国民健康保険税を負担し合って支えあう相互扶助の制度です。国民健康保険税を納めないと、納期限内に納付している大多数の加入者との公平性を欠き、国民健康保険の運営にも影響を及ぼすこととなりますので、期限内の納付にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、国民健康保険税を長期間滞納すると、被保険者証の有効期限が短くなったり、被保険者証の代わりに資格証明書が交付され、医療機関での医療費が全額自己負担となることがありますのでご注意ください。

国民健康保険高齢受給者証	
交付年月日 年 月 日	
記号番号	
住所	
氏名	
氏名	
生年月日	年 月 日
自己負担金の割合	
発給期日	年 月 日
有効期限	年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	230094 津島市印
電話番号<0527>24-1111	

# 国民年金保険料の免除制度および猶予制度

問合せ 保険年金課医療・年金G  
☎24-1114

国民年金は、所得の減少や失業等で経済的に納付が困難な場合、本人・世帯主・配偶者（納付猶予は、本人と配偶者）の前年所得が一定額以下の場合には申請により、保険料の納付が免除等になります。

## 手続き

**免除周期** 毎年7月～翌年6月

**受付** 令和3年度分…7月から

過去2年間遡及の場合…随時

## 持ち物

- 年金手帳
- 令和元年12月31日以降に退職された方は、離職票または雇用保険受給資格者証（1年以上遡及の場合別途必要の場合有）

## その他

- 災害などが理由の場合は、その事由発生の前月分からです。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として国民年金保険料免除申請が可能です。

**注意** 免除制度は、毎年申請が必要です。ただし、継続申請希望者で前年に引き続き全額免除・納付猶予に該当した方は申請の必要はありません。

## 免除の対象となる所得の目安

区分	所得の基準
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円
4分の3免除	88万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等
半額免除	128万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等
4分の1免除	168万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等

※所得の種類や控除額などによって、免除に該当しない場合もありますのでご了承ください。

## 保険料免除・保険料納付猶予制度

区分	月額保険料	受給資格期間	受け取る年金額の割合		追納期間
			H21.4以降	H21.3以前	
全額免除	0円	算入されません	8分の4	6分の2	10年以内 ※3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。
4分の3免除	4,150円		8分の5	6分の3	
半額免除	8,310円		8分の6	6分の4	
4分の1免除	12,460円		8分の7	6分の5	
納付猶予(50歳未満)	0円		0		

※4分の3・半額・4分の1免除に該当した場合、その納付部分を納めないと未納期間になります。

## 後期高齢者医療被保険者証の更新

現在、お持ちの被保険者証の有効期限は7月31日(土)です。8月1日(日)から使用できる被保険者証は、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便で発送します。転送不要郵便のため、転送の手続きを取られている場合は、お届けできないためご注意ください。

被保険者証の色は、オレンジ色から若草色にかかります。

保険料に未納がある方については、納付相談を行い被保険者証の交付をします。

## 後期高齢者医療保険料額の決定

保険料額決定通知書は、7月中旬に郵送を予定しています。普通徴収の方には納付書を同封しますので、各金融機関等でお支払いください。

## 後期高齢者医療 コールセンターの開設

愛知県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療の保険料の算定方法や保険証の負担割合等についてのコールセンターを開設します。

### 開設期間

7月12日(月)～8月31日(火)  
(土・日曜日、祝日も開設)

### 時間

午前8時45分～午後5時15分

### 問合せ

☎0570-011558

# 高齢介護課からの お知らせ



問合 高齢介護課介護保険G  
☎24-1117

## 介護保険負担限度額 認定証の更新

ショートステイや介護保険施設を利用する場合の食費と居住費(滞在費)は、申請により利用者負担が軽減されます。負担限度額認定証(若草色)をお持ちの方が引き続き軽減を受けるには、毎年8月末までに申請が必要です。

現在負担限度額認定を受けている方には、7月上旬以降に更新申請書を送付します。減額の適用開始期間は8月1日(日)からとなります。申請が遅れると減額を受けられない月が発生する場合がありますので、必ず期間内に手続きをお願いします。

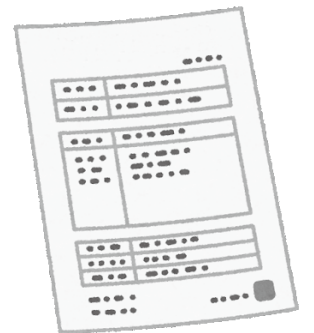
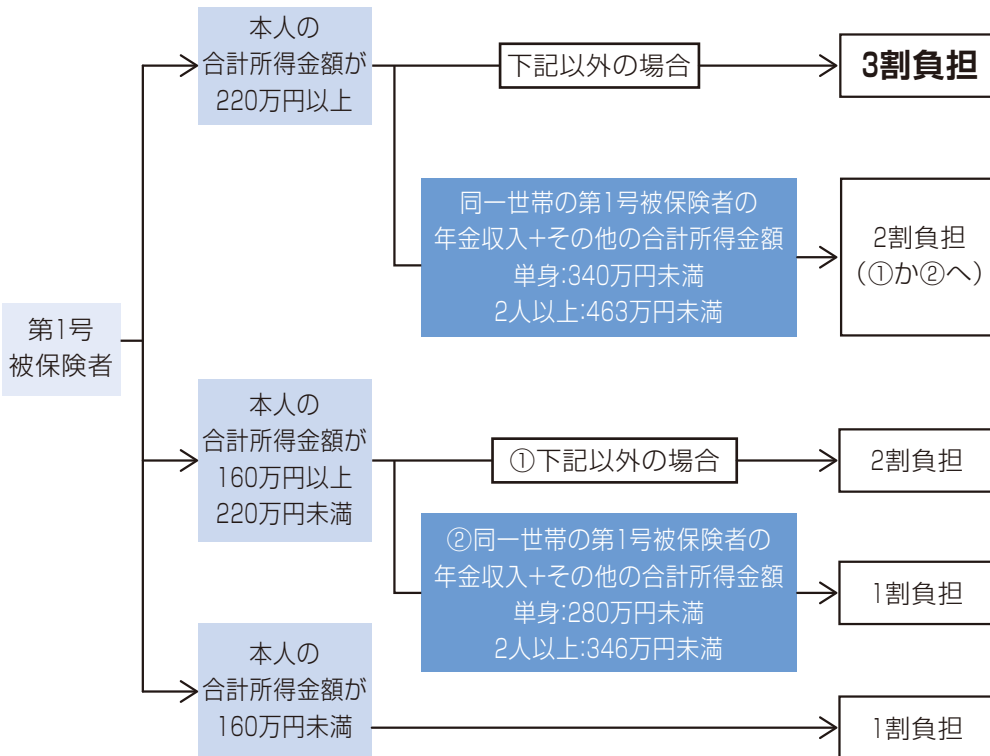
※ただし、申請をしても受給要件に該当しなくなった場合は、負担軽減を受けられない場合があります。

受付 7月1日(木)～8月31日(火)に高齢介護課へ。

## 介護保険負担割合証の送付

現在、お持ちの負担割合証(さくら色)の有効期限は7月31日(土)です。8月1日(日)から適用される負担割合証は7月中旬に送付します。ご自身の負担割合については、「介護保険負担割合証」でご確認ください。

## 負担割合判定フロー



※第2号被保険者、市民税非課税の方、生活保護受給の方は上記に関わらず1割負担。

## 介護保険料特別徴収 (年金天引き)納付額の 平準化を行います

### 平準化とは

介護保険料の特別徴収(年金天引き)は、4月・6月・8月を「仮徴収」、10月・12月・2月を「本徴収」として納めていただいています。

仮徴収の金額は、原則として前年度の2月の徴収額と同額が天引きされますが、収入の変動や介護保険料の改定などにより、仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じる場合があります。そこで、年間を通してできるだけ均等な額になるよう8月以降の徴収額を調整し、平準化を行います。

※平準化により、介護保険料の年額が変わるものではありません。

**対象** 特別徴収の方で、「仮徴収の額」と「本徴収の額」に大きな差が生じることが想定される方

※対象の方へは、変更金額を記載した通知書を7月上旬に送付します。

※仮徴収額と本徴収額の差が少ない方は対象となりません。

※平準化の実施にあたり、個人での手続きは必要ありません。

# 市内の移動はふれあいバスをご利用ください

問合せ 企画政策課まちづくり戦略G ☎55-9465

市では、ふれあいバス(市巡回バス)を運行しています。  
市内4コースを1乗車100円(小学生以下は無料)で、どなたでもご利用いただけます。

## コース概要

### Aコース(公共施設巡回コース)

運行…月～土曜日、1日5便

接続便…「大縄住宅」、「西地域防災コミュニティセンター」に設置された接続便停留所からふれあいバス停留所「津島神社南」までをタクシー車両を使って予約に応じて運行します。

### Bコース(神島田コース)

### Cコース(神守北回りコース)

### Dコース(神守南回りコース)

運行…月～土曜日、1日4便

※詳しくは、公共施設等に設置するふれあいバス時刻表  
または市ホームページをご覧ください。  
※月～土曜日のうち、祝日も運行します。

## ふれあいバス時刻表設置場所

市役所、神守支所、神島田連絡所、文化会館、総合保健福祉センター、市民病院、児童科学館、市立図書館、津島駅、市情報コーナー(ヨシヅヤ津島本店内)



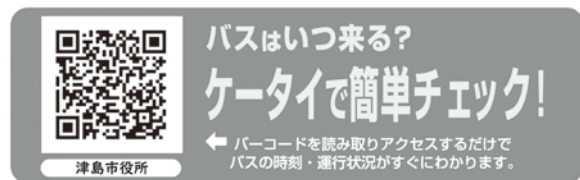
## バスロケーションシステム を導入しました



携帯電話やスマートフォンから専用サイトにアクセスすることで、バスの発車時刻や運行状況がリアルタイムで確認できる「バスロケーションシステム」の運用を開始しました。

**利用方法** 携帯電話またはスマートフォンで専用二次元バーコードを読み込むか、URLを直接入力して専用サイトにアクセスしてください。

☞ <https://navi.meitetsu-bus.co.jp/tsushima/>



すべてのバス停留所の時刻表に上記二次元バーコード付きステッカーを貼付しています。  
※通信料は利用者負担となります。

# 生涯学習センターを利用してみませんか?

問合せ 生涯学習センター ☎24-1187

この施設は、生涯学習の場として研修会や会議など人数に合わせて利用できる会議室と日本間を設け、さらに講演会などにご利用いただける小ホールもあります。また、健康づくりのためのスポーツ活動の場として、バレーボール、バドミントン、バスケットボール、卓球などが楽しめる体育室やテニス、サッカー、ソフトボール、グラウンドゴルフなどの競技が行える庭球場や屋外運動場があります。

町内会の会合から企業の会議、商談、各種相談会の会場や、家族、同好会などのレクリエーションにご活用ください(感染症対策として、施設の利用制限を設ける場合があります)。

※大ホールは令和2年10月1日から閉鎖

**所在地** 莪原町字椋木5番地

**利用時間** 午前9時～午後9時30分

**休館日** 月曜日(祝日の場合は開館)

年未年始(12月29日～1月3日)

**受付時間** 午前9時～午後4時45分

**その他** 利用申込、使用料などの詳細は、市ホームページをご確認いただくか、直接問い合わせ先へ。

